

リチャード1世治世後期イングランドの財政状況についての考察

荒 木 洋 育

Royal Finance in the Later Period of the Reign of Richard I of England

ARAKI Yoiku

【キーワード】英国中世史、ヘンリー2世、リチャード1世、ジョン王、十字軍

1. はじめに

1205年、イングランド王ジョン（在位1199～1216年）は、フランス王フィリップ2世の攻勢の前にアンジュー伯領の最後の拠点を失った。ジョンは前年にノルマンディー公領もフィリップに奪われており、これにより、イングランド王家は、「ノルマン・コンクエスト」（1066年）以来保有し、ジョンの父ヘンリー2世（在位1154～89年）、および兄リチャード1世（在位1189～99年）の時期にはフランス王国の半分以上を占めていた大陸所領の半分以上を失うことになった。

この大陸所領の喪失の背景に関しては、従来の研究では以下のような流れで議論が行われてきた。20世紀中盤までは、ジョンの軍事行政面での能力の欠如にその原因を求める見解^①が主流であった。しかし、1960年代までに行政史料の刊行が進み、ジョンの治世以降の行政文書の充実、彼の治世における文書行政の整備が明らかになってきたこともあり^②、このような見解に代わり、彼の行政面での能力については一定の評価を与える見方が有力となった。

1970年代以降は、喪失の背景として当然考慮されなければならない点、即ち軍事財政面における当時のイングランドとカペー朝フランスとの比較が研究における論点となっているが、これについては以下示すような二つの対照的な見解がみられる。

一つはホルルト等の研究による見解^③であり、ジョンの内政面での能力を評価する立場から、ヘンリー2世期以降のイングランドの軍事財政体制の問題点を指摘するものである。もう一つは、ギリングム等の見解^④であり、ジョンの軍事的能力の低さを要因として重視する立場から、イングランドの軍事財政能力は大陸所領側の貢献を加味すべきとし、そのうえでフィリップ2世側に対してイングランドが劣っていたことを強調するのは適切ではない、という見方である。

筆者としては、後者の視点の重要性は認めつつ、筆者の過去の研究でも指摘した^⑤ように、ジョンが即位時において大陸所領との関係が先代二人ほど強くなかったこと、また別の研究^⑥において、大陸所領の一つノルマンディー公領の財政状況も大陸所領喪失時において悪化していることが指摘されていることから、どちらかと言えば前者の立場をとる。しかしその場合、ヘンリー2世以降リチャード1世までのイングランドの軍事財政のどこに問題があったのが課題となるで

あろう。これについて、ホールトは、ヘンリー2世時における、従来集権的と評価されてきた諸施策はそれ以前の内乱⁷⁾によりイングランドの財政能力が損なわれたことに対する対策であり、その立て直しに追われたのが彼の治世であることを指摘している。しかし、これについては、内乱がヘンリーの即位の前年(1153年)に終結し、大陸所領をめぐる攻防が本格化する1190年代まで約40年を経過していることを考えると十分な説得力を持つとは言い難いであろう。

ここで挙げた研究の主たる対象はヘンリー2世の治世、あるいはジョンの治世の大陸所領喪失までの時期であるが、その間のリチャード1世の治世についてはどうであろうか。

リチャード1世は十字軍からの帰途(1192年)、ドイツで皇帝ハインリヒ6世により幽閉され、イングランドからの国王身代金の支払いと引き換えに1194年2月に解放された⁸⁾。リチャードはイングランドに帰国後、同年3月までの間に王弟ジョンを支持する集団に占拠されていたノッティンガムなどの城塞を陥落させ⁹⁾、国内を平定したが、5月には大陸に渡って、不在中にノルマンディーに侵入していたフィリップ2世への対処に迫られることになった。この戦役は1196年1月のルヴィエLouviersの協定によっていったん収まった¹⁰⁾ものの、同年の内にノルマンディーをめぐりフィリップ2世との軍事的対立が再燃した。情勢は当初はリチャードにとり一進一退の状況であったが、1198年までにフランドルの支援を得、次いで甥にあたるヴェルフ家のオットーが皇帝になり彼からの支援を受けられるようになり、フィリップ2世に対して優位に立つことに成功する¹¹⁾。リチャードは1198年9月にはフィリップに対し決定的な勝利を収めたものの、結局翌年の死まで大陸戦役をめぐる戦争状態は続いた¹²⁾。つまり、リチャード1世の治世のうち、特に1194年以降の後半期においては、大陸所領に関して、イングランド王家は次の(1205年までの)ジョン期とほぼ同じ状況に置かれていたといえる。

過去の研究¹³⁾においては、リチャード1世の治世の特にこの時期(1194年以降)については、それ以前の時期とは比較にならない規模の重い財政負担がイングランドに課されていた、という点ではほぼ一致をみている。具体的にこの時期の財政状況を扱った研究としては、バラットの研究がある¹⁴⁾。この研究の中で彼は、「財務府史料Pipe Rolls」をもとに各年のイングランド王国の総歳入を計算し、1194年以後の時期については以前の時期と比較して総歳入の顕著な増加がみられること、かつその数値が(1205年までの)ジョンの治世のそれとほぼ変わらないことを指摘した。その研究を引き継ぐ形で、近年のギリンガムの研究¹⁵⁾では、「財務府史料」に当時の王国歳入の全てが記録されているわけではなく、更に上回る数値になる可能性を指摘し、本稿で先に触れた¹⁶⁾自らの見解を補強する根拠としている。

ここに挙げた過去の研究ではイングランド財政の状況を考察する根拠として各年ごとの総歳入の計算を根拠としているが、果たしてその手法はどれだけ有効であろうか。以下筆者の疑問を述べたい。

まず筆者は、1980年代に発表されたキーフによるヘンリー2世期を中心とする軍役代納金scutageの賦課についての研究を提示したい¹⁷⁾。キーフは、少なくともヘンリー2世期においては、軍役代納金には一定の賦課率による賦課額の決定という制度的側面と、王と軍役代納金の負担者たる領主たちとの交渉によって実際の負担額が決まる人的側面があったことを指摘した。結論として、彼は、ヘンリー2世期のイングランド行政が制度でみるほど実際には集権的ではなく、むしろ王と諸侯などの支配層との相互の交渉に基づく要素が無視できなかったことを見解として示している¹⁸⁾。

次に、総歳入の計算の場合、王領地からの収入＝常時収入と法廷収入や各種「税」からなる臨

時収入を合わせて算出することになるが、このうち臨時収入の「税」について、現代の「税」とは概念が異なっていたことを指摘しなければならない。

当時（12世紀末）の西欧においては、君主は基本的には自らの所領（王領地）からの収入のみで財政運営をするべきであるとされていた。ただし、君主の十字軍遠征や王女の結婚等の不時の出費が予想される場合、君主は臣民の同意を前提として、彼らから自発的な援助金aidの提出を求めることができたとされていた⁹⁸。例えばリチャードの前記国王身代金支払いのために、当時のイングランド行政府が全臣民の動産を対象として賦課した4分の1税⁹⁹も、あくまでそのような援助金としての性格を持つものであった。また、キーフが研究の対象とした軍役代納金も、軍役義務の免除との交換という性格上負担者たる領主たちに対して君主側が提出を要求できる側面はあるものの、彼が同時に指摘するところではヘンリー2世期において領主層に対して行われた4回の要求のうち具体的な戦役の軍役免除を根拠としたのは2回であり、残り2回は実質的には戦役以外の目的のための、軍役代納金の算定基準である騎士封数knight's feeに基づいた援助金の提出であった¹⁰⁰。

つまり、この時期のイングランド行政府の軍事財政能力を評価する際には、前記のような、近年になって明らかになってきた政治体制の性格、また「税」の性格を考慮しなくてはならないのであり、行政府側が行った財政措置の成否を総歳入だけから判断することはできないのではないだろうか。またこのことから、ある「税」が賦課された際には、賦課の可否、納入の可否双方において賦課側だけでなく担税者側の意思が働く余地を無視できないのであり、予定額と実際の徴収額との間に差が生じることについても考慮する必要があるのではないだろうか。

上記疑問に基づき、本稿では、リチャード1世の治世後半（1194年以降）について、キーフと同じ軍役代納金を対象として、イングランド行政府の軍事財政能力について、次のジョン期のそれとの比較を行う。具体的には、軍役代納金を軸として、イングランド行政府が行った財政措置とそれに対する臣民側の対応の関係を筆者の過去の研究での成果も援用しつつ検討し、総歳入の推移に加えて「税」の予定額と徴収額との差も考慮しつつ、イングランド行政府の軍事財政政策の特徴と能力について、リチャード1世治世後半とジョン期との比較を行うこととしたい。

2. 本論

2.1 施策

本稿1、で述べたように、リチャード1世治世後半においては、大陸所領をめぐりフィリップ2世との軍事的衝突が一時期を除き続いた。イングランド行政府へは、軍事活動自体だけでなく、城塞の建設等の付属経費の負担がかかることになった¹⁰¹のであり、王リチャードのドイツからの解放と帰国（1194年2月）以降、様々な財政措置が行われることになった。

当時の国王不在時イングランド行政府を統括していたのは、カンタベリー大司教・イングランド行政長官¹⁰²のヒューバート・ウォルターHubert Walterであった。彼はリチャードの身代金関連の資金提供だけでなく、上記大陸所領関連戦役に関係する王リチャードの度重なる資金要求に対応することになった¹⁰³。

彼はまず筆者の研究での見解に従うなら1194年春を中心としてリチャードの身代金関連の軍役代納金の賦課と徴収を行った¹⁰⁴。次いで1196年には二度にわたり軍役代納金の賦課を行っただけでなく、筆者の研究¹⁰⁵に従うなら、それに追加する形で、海峡に面する州長官管区、ロンドン周辺の州長官管区、王弟ジョンなど王族が影響力を持つ州長官管区、聖界領主を主たる対象として、

騎士封数を基準とした軍役免除と引き換えの示談金fineの提出を領主たちに求めたのである。

上記のような軍役代納金および関連の措置に加えて、ヒューバート・ウォルターは以下のような財政措置を行った。1198年頃を中心として、carucateという面積単位に基づく新税carucageという形で一律課税デーングルドの事実上の再導入、相続料の引き上げ⁹⁰⁾を行い、同年には聖界領主に対して、後述の反対により実現しなかったものの、兵員の提供またはそれに相当する金銭の提供を求めた⁹¹⁾のである。

ヒューバートは上記のような財政措置だけでなく、実際の徴収面の向上をはかる諸施策も行っている。まず、軍役代納金については当時（騎士封）1ミレースあたり1ポンドという査定基準があった⁹²⁾が、示談金要求に際しては、示談金が君主と該当者との直接交渉によって金額が決定される⁹³⁾という特質をいわば生かす形で、時には通常の額の数倍に達する額を徴収した⁹⁴⁾。また、1194年、国内平定後に10を超える州長官管区で州長官の交代を行い、その4年後にも同様に大規模な交代を行った⁹⁵⁾。これは国内安定の維持が主目的であったであろうが、州長官経由分の徴収成績の向上も目的に含まれていたと考えられる。更に1198年には度量衡条令Assize of Measuresを出している⁹⁶⁾が、これも徴収の便宜をはかった施策とみられる。

2.2 国内の反応と実績

次に、上記のようなイングランド行政府が負った財政的負担、およびそれに対してヒューバート・ウォルターが行った諸施策に対する国内の反応をみることにしたい。

まず、1196年には、ロンドンにおいて、リチャードによる課税が貧困層に転嫁されていることを理由として貧民による暴動が発生し⁹⁷⁾、ヒューバートは対応に追われることになった。また、前記のように1198年には聖界領主に対してヒューバートは兵員あるいは相当額の金銭の提供を求めたが、それに対してリンカン司教ヒューらがイングランド国外での軍事活動への関与について異議を唱え、ヒューバートは断念するに至っている。

このような国内の反発は当然予想されるところであり、ヒューバートはそれを念頭に置いた施策も行っている。一つが先に述べた州長官の交代であり、1195年には国内諸侯に対して平和維持の宣誓書を提出させている⁹⁸⁾。ただ彼の施策はそのような統制的な面だけでなく、先に述べた財政負担に対する聖界領主の反発に対して要求を取り下げるなど、妥協的な面も持っていたことを指摘しなければならないだろう。

このような状況の反映は年代記作者の評価にもみられる。彼らは王リチャード、およびヒューバートがイングランドに課した財政負担に対しては批判し、イングランドを貧困状態に追い込んだと認識していたようである⁹⁹⁾。またヒューバートに対しては、1196年の暴動の際に、首謀者が逃げ込んだ教会に攻撃を加えて拘束、処刑を行ったことにも批判の目を向けていた¹⁰⁰⁾。しかしその批判は王リチャードの方に向くことはなかったようである。ギリンガムの研究によれば、例外はあるものの、年代記作者たちのリチャードに対する評価は概ね、(十字軍で戦った)「英雄」という意見であった¹⁰¹⁾。また先のロンドンでの暴動の首謀者の主張も、リチャードへの直訴、陳情を行う、というものであった¹⁰²⁾。

それでは、このような軍役代納金などの財政措置に対する具体的な反応、つまり徴収実績はどのようなものであったのだろうか。この時期の最初の財政措置は「国王解放のための身代金Scutagium Ad Redemptionem Regis」、つまりリチャードの身代金支払いのための軍役代納金の徴収であった¹⁰³⁾。筆者の分析によれば、この軍役代納金は、元々は騎士封数を査定基準（1ミレースあたり

1 ポンド) とした、領主層を対象とする、元来は援助金であったものが、大陸所領戦役への従軍が賦課取り消しの条件に加えられたため、「財務府史料」への記載時において、軍役代納金としての性格を後から付加されたものである。

徴収実績をみる^㉒と、聖界領主、俗界領主ともに、初年度(1194年秋まで)に半数以上の者が賦課された額を全て納入し、ほかの者も、リチャードの死までの期間に9割以上が何らかの形で金額の納入をしていることがわかる。また、州長官が徴収を担当したと史料に記載がある分を調べると、担当した分のほとんどが、初年度含めリチャードの死までの期間の間に賦課額の全額納入を果たしており、非担当分と比較して明らかに徴収成績は上回っている。要するに、この軍役代納金の徴収に関し、先述のようなヒューバートの州長官政策は明らかに効果を挙げたと評価することができるだろう。

1196年に行われた2回の賦課、「ノルマンディーの第二の軍役代納金Secundum Scutagium Normanniae」と「ノルマンディーの第三の軍役代納金Tercium Scutagium Normanniae」^㉓の徴収実績はそれとは対照的である。1194年の賦課と同じ観点からみると、聖界領主については前者は4割弱、後者は3割弱、俗界領主に関しては前者は2割強、後者は1割弱の該当者しか初年度に指定額の納入を終えていない。更に、リチャードの治世に全く納入の記録がみられないものが、聖界領主では双方の賦課で約1/4、俗界領主では前者が約1/4、後者に至っては3割強に達している。州長官が徴収に関与した部分に関しても徴収実績は芳しいものではなく、特に後者に関しては、リチャードの治世に納入を終えていない件数の割合が半分を超え、担当していない分の実績を下回ってさえいるのである。

このように軍役代納金の徴収成績に差が現れた原因はどこにあるだろうか。筆者が元の研究を行った時点では、1194年の賦課が王本人の身柄に関係していたのに対し、1196年の賦課は大陸所領というイングランド国外の軍事遠征を対象としていたため、担税者側の納入意欲が低下し、それが徴収成績に現れたとした。しかし、現段階で改めてこの結果を検討する^㉔と、更なる説明を加えることができるように考えられる。即ち、1194年の賦課は少なくとも賦課の時点では領主側の自発意思に基づく「援助金」としての性格を持つものであった。それに対して1196年の二度の賦課はそのような性格を賦課時点においてすでに持つものではなかった。そのことが徴収成績の差に反映しているとも考えられる。即ち臣民側の「税」に関する考え方、イングランドの行政に関する考え方^㉕が、特に1196年の二度の賦課に関しては、施策と実態とのずれ、即ち行政府が期待したような金額を徴収できないという結果につながったといえるのではないだろうか。

しかし行政府側が逆にその点を利用しようとした側面もみられる。1196年の二度の軍役代納金の賦課がこのように不調に終わったことが同年の示談金の要求^㉖につながったとみられるが、そこでは行政府と臣民側との交渉という要素を生かす形で、通常の軍役代納金の賦課率を上回る金額を求め、徴収しているのである。

最後に、この時期のイングランドの行政府の対応と(大陸所領喪失前の)ジョン期のそれとを軍役代納金に関して比較すると、明らかな相違がみられる。ジョンは即位当初より、北部地域の領主など、リチャード1世期を含め以前の時期には賦課の対象となっていなかった地域、層に対しても軍役代納金の賦課を行った^㉗。また、徴収にあたっての州長官の起用も、担当部分を増やし、一回限りではなく複数回の徴収活動を行わせ、徴収成績を上げる施策が行われた^㉘。また、担税者側の対応に対しても放置せず、最初から全く納入の意思を見せない者に対しては、逮捕を含む強制的な措置をとった^㉙。つまり、リチャード1世期と比較して、イングランド行政の「人的

側面」や税に関する援助金の概念よりも、行政の一律性、広汎性を優先し、制度が想定する金額をそのまま獲得する方針をとったといえるであろう。

この相違は臣民側の対応にも反映したと考えられる。ヒューバート・ウォルターを中心とするリチャード1世の行政府の方針、つまりそれまでの行政方針を維持しつつ、いってみれば財政負担を限られた部分に集中させる方針は、その限られた部分、即ちロンドン市民や聖職者たちの不満を引き起こした。対してジョンの方針は、財政負担の偏りはより小さいものの、王国全体に程度の差はあるものの不満をもたらす可能性をもつものであったと考えられる。

最終的にリチャード1世の行政府と（大陸所領喪失以前の）ジョンの行政府の最終的な能力を評価すると、すでに指摘したバラットの試算を用いるならば、数値的にはほとんど差はなかった⁵⁹。ジョンの言ってみれば「改革」は、成果を出せなかったともいえるが、ジョンの大陸との疎遠さ、特に「海峡を越えて所領を保有する諸侯（クロス・チャネル・バロンズ）」との関係の弱さ⁶⁰、更に前章で指摘したこの時期のノルマンディーの状況⁶¹を考慮すると、それによる目減り分を補う程度の成果を出したとも言える。しかし、いずれにせよ、バラットの言葉を借りるとイングランドの「フィリップ2世に対する財政的な優位は失われ」⁶²、結局大陸所領は失われたのである。

3. 終わりに

本稿では、リチャード1世治世後期（1194年以降）のイングランド行政府の軍事財政政策の性格およびその成果を、次の（大陸所領喪失前の）ジョン期のそれと比較しつつ、従来の歳入の総計を根拠とした研究に対し、軍役代納金という特定の臨時収入の徴収状況を対象とし、「制度」と「実態」とのずれを新たに加味して改めて分析を行った。結果として、総計の面ではほぼ変わらない双方の時期において以下のような違いがあることをある程度明らかにできたと考える。

行政長官ヒューバート・ウォルターが指揮するリチャード1世の行政府は、近年の研究で指摘されている、この時期のイングランド行政が持つ、制度的側面と人的側面の二重性、また臣民が持つ「税」に対する概念という制約の中で、それを時に活用して特定の範囲に対して特に重い負担を求め、当時王国が直面していた財政的な重圧への対応をはかったと見ることができる。対してジョンの行政府は、そのような制約自体を部分的に見直し、特に徴収面の強化を通じて予定額と徴収額との差を埋めようとし、広汎性、一律性を強める方針をとり対応をしようとしたといえよう。結果として、歳入の総計はほぼ変わらなかったことは、当時のイングランドが直面していた課題の性質を物語っている。つまり、大陸所領の維持という課題は、イングランド国内の行政方針のみに目をむけて克服可能なものではなかったものであり、その要因は、前章の最後に筆者が示唆したことであるが、イングランド王家が海峡を越えて所領を保有し、その維持をイングランド王国に依存していた構造自体にあるのではないか、というのが本稿の最終的な結論である。

ただし、その結論を出すには、同時期のフィリップ2世のフランス王国との比較、更に他の「税」に関する同様の分析が必要であろう。このことを今後の課題として提示し、本稿の結びとしたい。

（了）

（註）

(1) 例えば、F. M. Powicke, *The Loss of Normandy* (Manchester, 1918), pp.348-51.

なお本稿では1205年のシノン等の2城塞の陥落をもってアンジュー伯領の失陥とする。

- (2) 特に尚書部関係の文書類の充実が指摘される。S. Panter, *The Reign of King John* (Baltimore, MD, 1949), pp.93-105.
- (3) J. C. Holt, *Magna Carta* (2nd ed.) (Cambridge, 1992), pp.41-2.
- (4) J. Gillingham, *The Angevin Empire* (London, 1984), pp.71-76.
- (5) 荒木洋育「「マグナ＝カルタ」を公認した英王ジョンの虚像と実像—プランタジネット家の君主として—」(『日欧比較文化研究』第19号 2015年) 6～12頁。
- (6) V. Moss, 'Norman Exchequer Rolls of King John', *King John: New Interpretations*, ed. by S. D. Church (Woodbridge, 1999), pp. 101-16.
- (7) ヘンリーの母マティルダ(ヘンリー1世の王女)とスティーブン(ヘンリー1世の妹の子)による、イングランド王位継承をめぐる抗争であり、1153年まで続いた。
- (8) 事実経過については、Roger of Howden, *Chronica*, ed. by W. Stubbs (Rolls Series 51) (London, 1868) (以下Howden), III, pp.196-97, 233.また詳細については、荒木洋育「リチャード1世・ジョン期イングランドの統治構造と教皇との関係：カンタベリー大司教・イングランド行政長官ヒューバート・ウォルターの役割」(『日欧比較文化研究』第21号 2017年) 25, 33頁参照。
- (9) Howden, III, pp.238-42.詳細については、荒木「リチャード1世不在時イングランド統治体制と王弟ジョン」(『日欧比較文化研究』第26号 2022年) 14～15頁参照。
- (10) Howden, IV, p.3; Ralph de Diceto, *Opera Historica*, ed. by W. Stubbs (Rolls Series 68) (London, 1876) (以下Diceto), II, pp. 135-36.
- (11) Howden, IV, pp.40-41.
- (12) *Ibid*, IV, pp.58-61; Diceto, II, p.156.
- (13) 例えば、R. V. Turner & R. R. Heiser, *The Reign of Richard Lionheart; Ruler of Angevin Empire*, 1189-1199 (Harlow, 2000), p.155; J. Gillingham, 'Roger of Howden's Documents: Kings and taxation in Later 12th Century', *Essays in Honor of J. K. Maddicott*, eds. by N. Saul and N. Vincent, Pipe Roll Society (New Series Vol.65) (London, 2023), p.79.
- (14) N. Barratt, 'The English Revenue of Richard I', *English Historical Review* 116 (2001), pp.435-56.
- (15) Gillingham, 'Roger of Howden's Documents', pp.79-81.
- (16) 本稿13頁。
- (17) T. K. Keefe, *Feudal Assessments and the Political Community under Henry II and His Sons* (Berkeley, CA, 1983).なお、この研究の内容については荒木洋育「ジョン期イングランドの統治手法の特徴とその問題点・・・軍役代納金の賦課査定対象・徴収状況の観点から・・・」(『日欧比較文化研究』第23号 2019年) 19～37頁において詳述。
- (18) *Ibid*, pp.134-40.
- (19) S. K. Mitchell, *Taxation in Medieval England* (New Haven, CN, 1951), pp.155-90; F. L. Ganshof, *Feudalism* (London, 1952), p.83; 荒木洋育「リチャード1世治世第6年度の軍役代納金賦課」(『日欧比較文化研究』第28号 2024年) 6頁。
- (20) Howden, III, p.210.
- (21) 荒木前掲論文10～11頁。

- (22) この時期に建設された城塞の代表例が、レザンドリ Les Andelys のガイヤール城である。
Howden, IV, p.18; Diceto, II, p.148.
- (23) ヒューバートは前年（1193年）に教皇からカンタベリー大司教に叙任されており、同年の秋にイングランド行政長官に指名され、イングランドの聖俗の両最高職を兼任することになった。
Howden, III, p.226. またこれについては荒木「リチャード1世期・ジョン期イングランドの統治構造と教皇との関係」25～27頁に詳述。
- (24) Gillingham, 'Roger of Howden's Documents', pp.74-81.
- (25) 詳細については荒木「リチャード1世治世第6年度の軍役代納金賦課」7～9頁参照。
- (26) 荒木「リチャード1世治世後半における軍役免除と金銭代納：軍役代納金 scutage と示談金 fine」（『日欧比較文化研究』第29号 2025年）1～26頁。
- (27) Howden, IV, pp.33-35, 46, 63-65; Mitchell, *Taxation*, pp.128-30.
- (28) Howden, IV, p.40.
- (29) 荒木「ジョン期イングランドの統治手法の特徴とその問題点」25～26頁。
- (30) 同「リチャード1世治世後半における軍役免除と金銭代納」6頁。
- (31) 同論文16頁。
- (32) *List of Sheriffs (for England and Wales from the Earliest Times to 1831, Compiled Documents in the Public Record Office)* (Public Record Office List and Indexes, no.9) (London, 1963), passim.
- (33) Howden, IV, pp.33-35, 63-65.
- (34) *Ibid*, IV, pp.5-6; Diceto, II, p.143.
- (35) Howden, III, pp.299-300.
- (36) Gillingham, 'Roger of Howden's Documents', p.79.
- (37) *Ibid*, p.82.
- (38) もちろん例外はあり、1199年の彼の戦傷死をこれまでの彼の政治姿勢に対する報いと捉える見方や、次代ジョンへの期待を表明して間接的にリチャードへの批判を表現する年代記作者もいた。*Ibid*, pp.81-83.
- (39) Howden, IV, pp.5-6; Diceto, II, p.143.
- (40) *The Great Roll of the Pipe for the 6th Year of the Reign of Richard I*, ed. by D. M. Stenton, Pipe Roll Society, Vol.41 (London, 1929), passim.
- (41) 荒木「リチャード1世治世第6年度の軍役代納金賦課」10～15頁。
- (42) 本文以下の記述は筆者の下記の研究を、図表を含めて参照したものである。荒木「行政長官ヒューバート・ウォルターの州長官政策：リチャード1世の軍役代納金の徴収状況の分析を通じて」（『クリオ』第9号 1995年）16～29頁、同「リチャード1世期のイングランド領主層一軍役代納金（Scutage）の徴収状況についての考察一」（『歴史学研究』第677号 1995年）57～62頁。
- (43) 1196年度については「財務府史料」が失われているため、その複製である Chancellor's Roll を使う必要がある。*Chancellor's Roll for the 8th Year of Richard I*, ed. by M. Stenton, Pipe Roll Society Vol.42 (London, 1930), passim.
- (44) 本文の以下の記述は、荒木「リチャード1世治世第6年度の軍役代納金賦課」14～15頁を反映。
- (45) 本稿15頁。

- (46) 本稿15～16頁。
- (47) 荒木「ジョン期イングランドの統治手法の特徴とその問題点―軍役代納金の賦課状況から―」(『日欧比較文化研究』第22号 2018年) 10～11頁。
- (48) 同「ジョン期イングランドの統治手法の特徴とその問題点・・・軍役代納金の賦課査定対象・徴収状況の観点から…」28～29頁。
- (49) Howden, IV, p.154; 荒木「ジョン治世初期のイングランド国王行政の再評価―軍役代納金の徴収状況から―」(『歴史学研究』第843号 2008年) 6～7頁。
- (50) 本稿14頁。
- (51) 荒木「アングロ＝ノルマン王国」崩壊期のイングランド国王行政とクロス＝チャネル＝バロonz」(『史学雑誌』第116編第4号 2007年) 96～112頁。
- (52) 本稿13頁
- (53) Barratt, 'The English Revenue', p.56.